

伊達市過疎地域持続的発展計画に係るパブリックコメント実施要領

1 趣旨

伊達市過疎地域持続的発展計画を策定するにあたり、市民からの意見を反映させるため、伊達市パブリック・コメント制度実施要綱（平成 19 年伊達市告示第 69 号）及び以下のとおり本計画に係る意見を募集するもの。

2 公表する案の名称

伊達市過疎地域持続的発展計画（案）

3 計画等を策定する趣旨、目的及び背景

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、令和 3 年度に策定された。現在の計画が令和 7 年度で計画期間の満了を迎えることから、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする新たな計画を策定する。

4 計画等を立案した際の考え方

福島県が定める過疎地域持続的発展方針の目標である「持続可能な里・山社会の実現」を踏まえ、市の総合計画や総合戦略に基づき、「豊かな自然や地域の特性を活かし、人と人とのつながり合い、活力ある持続可能な地域を創る」ことを基本的な方針する。また、計画の推進にあたっては、伊達市第 3 次総合計画で示す施策を推進し、過疎地域で抱える諸課題に対して、対策を図る。

5 意見募集期間

令和 7 年 12 月 17 日（水）から令和 8 年 1 月 6 日（火）まで

なお、郵便については当日消印有効

6 関係資料の公表場所

(1) 未来政策部総合政策課、各総合支所地域総務係窓口（保原総合支所除く）

8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝日除く）

(2) 市ホームページ

7 応募資格

(1) 市内に住所を有する人

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

(3) 市内に勤務・通学する人

8 意見の提出及び問い合わせ先

伊達市未来政策部総合政策課政策推進係

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180（伊達市役所東棟 3 階）

電話：024-575-1142 FAX：024-575-2570

E-mail：seisaku@city.fukushima-date.lg.jp

9 意見の提出方法

- (1) 「意見提出書」に記載の上、電子メール、FAX、郵便、直接提出のいずれかの方法で提出する。
- (2) 電話や匿名による意見の提出は受け付けない。

10 意見の公表等

提出された意見とそれに対する市の考え方については、ホームページ上で公表する。なお、提出された意見に対して、個別には回答しない。